

議案第1号

山陽小野田都市計画区域内 における特殊建築物の位置 について



■案件概要



設置者	株式会社 晃栄	代表取締役 井	上雄治
設立	昭和 5 7年		
会社概要	造園工事業、緑地 リサイクル事業	管理、指定管理業、	道路維持管理業、
	計	画	
用途	一般・産業廃棄物	処理施設	
産業廃棄物施設	建築基準法第51条ただし書の適用		
敷地の位置	山陽小野田市大字西高泊字西縄地1671番1 他		
敷地面積	3,503.24 m²		
建築物概要	構造・階数	建築面積	延べ面積
连宋彻帆安	鉄骨造・平屋建	409.50 m²	384.00 m²
事業計画	中間処理事業(廃棄物である木くず等を破砕し、減容 化・木質チップ化等を行い、サーマルリサイクル又は 最終処分場へ)		
施設概要	破砕施設4基(移動式施設が3基、固定式施設が1基)		
処理内容	廃プラスチック類 処理	、木くず、がれきタ	類等 8品目の破砕



許可対象処理施設の処理能力

○一般廃棄物処理施設については山陽小野田市都市計画審議会に諮問

廃掃法施行令第5条の	政令で定める	処理能力(計画)	建築基準法第 51 条
「一般廃棄物」処理施設	処理能力		ただし書き許可の要否
ごみ処理施設 (破砕施設)	5.0 t/日	116.05 t/日	許可必要

●産業廃棄物処理施設については山口県都市計画審議会に諮問

廃掃法施行令第7条 「産業廃棄物」処理施設	政令で定める 処理能力	処理能力(計画)	建築基準法第51条 ただし書き許可の要否
廃プラスチック類の 破砕施設	5.0 t/日	56.72 t/日	許可必要
木くずの破砕施設	5.0 t/日	116.05 t/日	許可必要
がれき類の破砕施設	5.0 t/日	92.98 t/日	許可必要



建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置) 第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を 経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可し た場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若し くは増築する場合においては、この限りではない。

ただし書き許可



山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物の敷地の位置について

特殊建築物(産業廃棄物処理施設)の位置について 【敷地の位置】

(1) 地名地番 山陽小野田市大字西高泊字西縄地

1671番1 他

(2) 用途地域 指定なし

(3) 防火地域 指定なし

(4) その他の 建築基準法第22条区域

地域地区等

₩山口県







敷地周囲の状況について

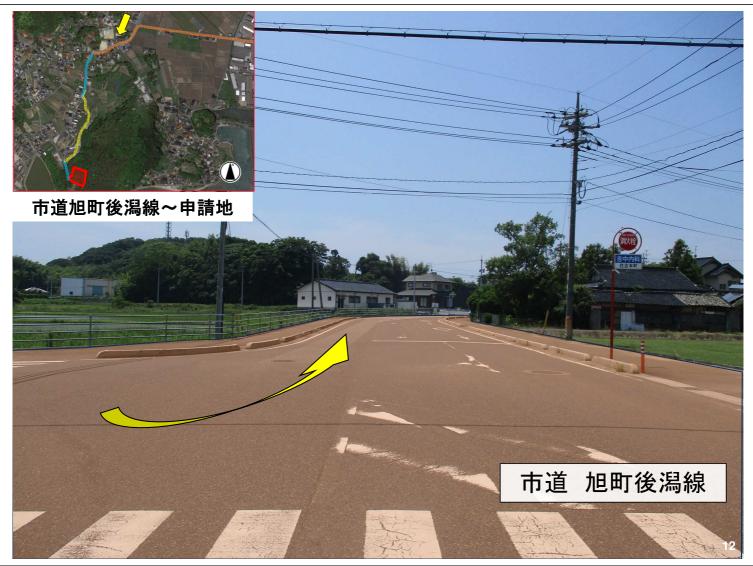
(写真編)

撮影時期:令和5年6月































敷地周囲の状況について

(動画編)









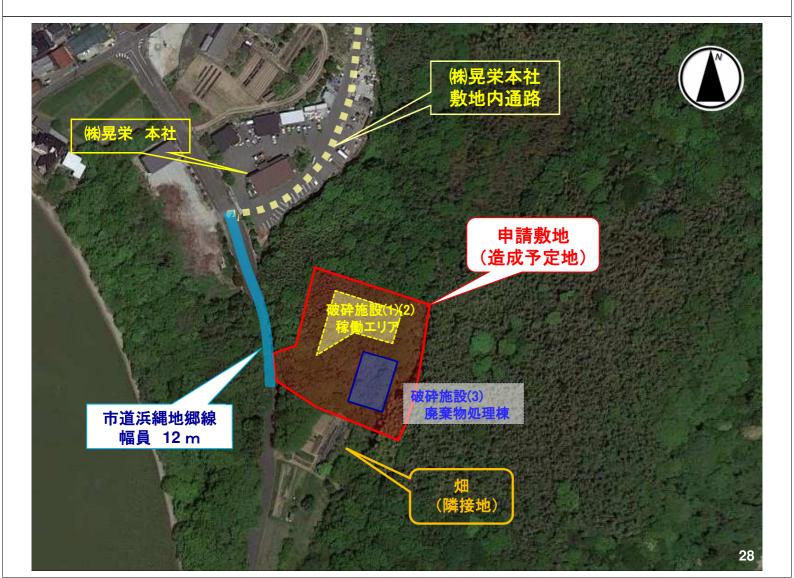
申請敷地の状況について



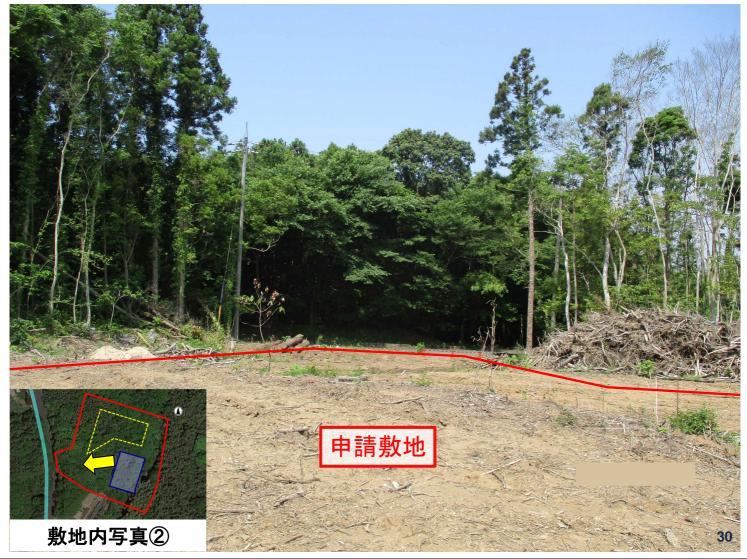


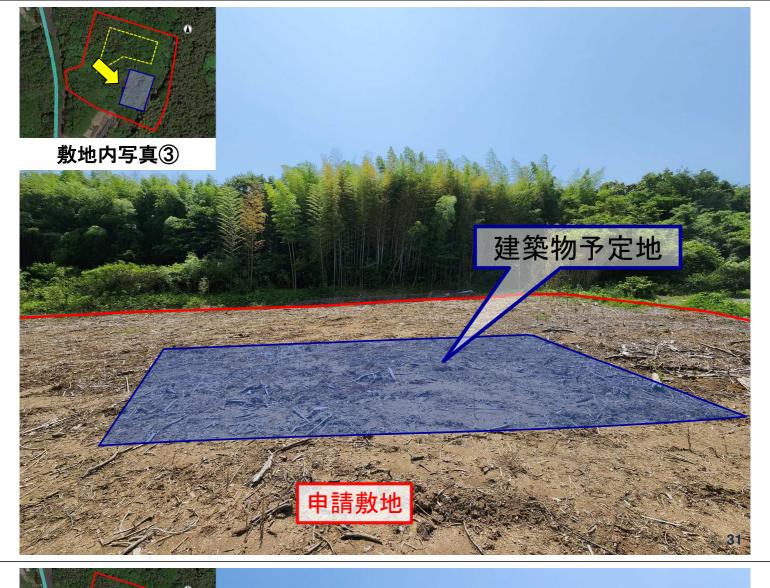






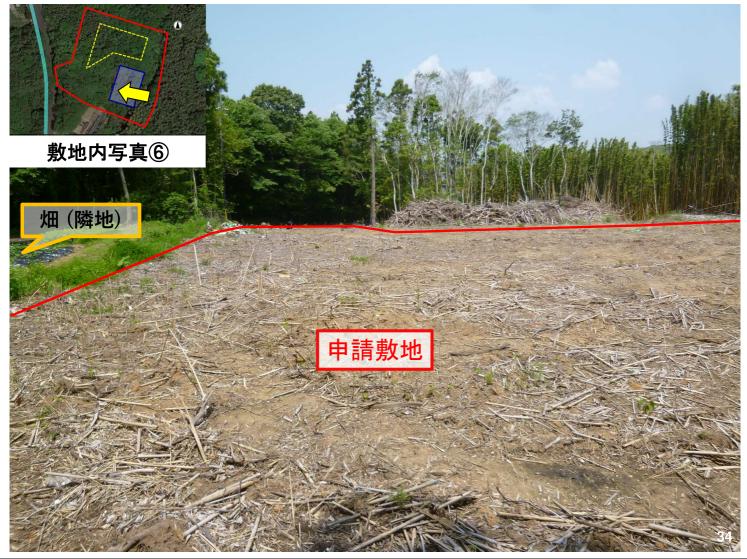


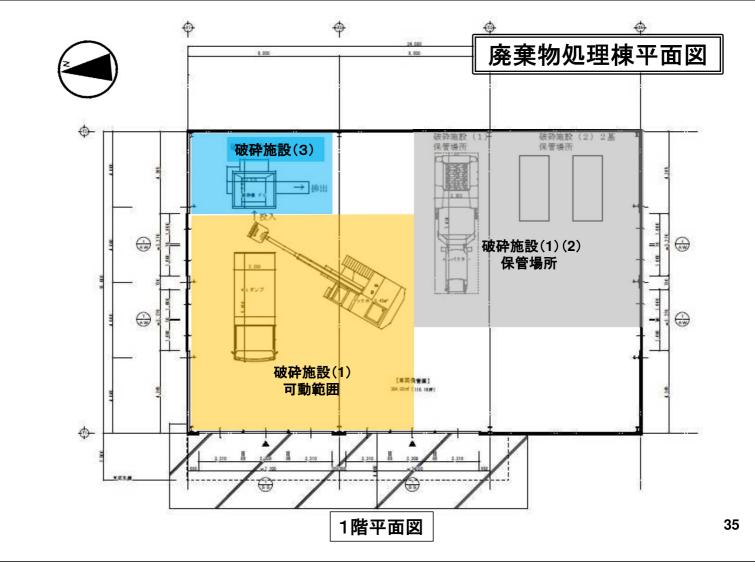


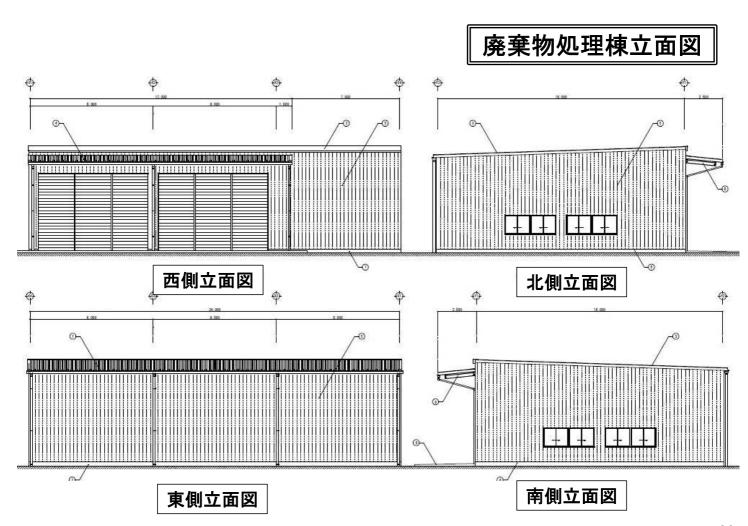












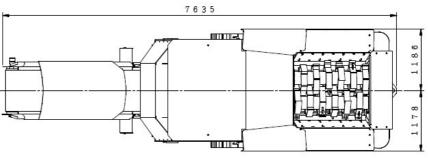
破砕施設(1)

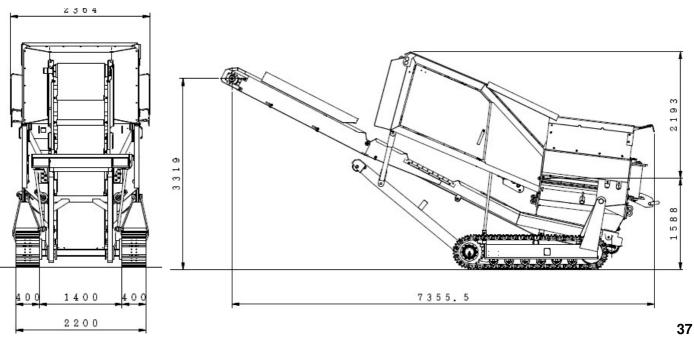
[IMPAKTOR250evo]

廃プラスチック類 56.72t/日 木くず 76.45t/日 がれき類 92.98t/日

その他

(全8種類)





破砕施設(1)

[IMPAKTOR250evo]

廃プラスチック類 56.72t/日

木くず 76.45t/日

がれき類 92.98t/日 その他 (全8種類)



破砕施設(2)

【FCM410M】 2基 木くず 19.8t/日





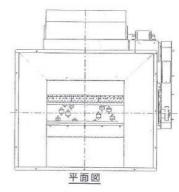
39

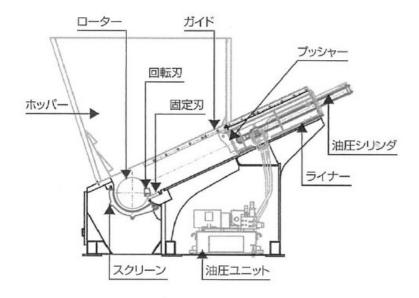
破砕施設(3)

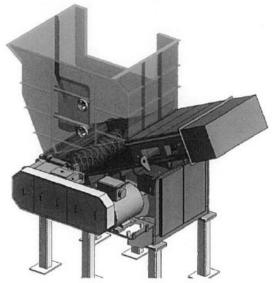
【UC-45WX】 ※非該当施設

廃プラスチック類 4.4t/日木くず 4.7t/日

その他 (全4種類)









設置者	株式会社 晃栄	代表取締役 井_	上雄治	
設立	昭和57年			
会社概要	造園工事業、緑地 リサイクル事業	管理、指定管理業、	道路維持管理業、	
	計	画		
用途	一般・産業廃棄物	処理施設		
産業廃棄物施設	建築基準法第51条ただし書の適用			
敷地の位置	山陽小野田市大字	西高泊字西縄地167	71番1 他	
敷地面積	3,503.24 m²			
建築物概要	構造・階数	建築面積	延べ面積	
连采彻枫安	鉄骨造・平屋建	409.50 m²	384.00 m²	
事業計画	中間処理事業(廃棄物である木くず等を破砕し、減容 化・木質チップ化等を行い、サーマルリサイクル又は 最終処分場へ)			
処理内容	廃プラスチック類、木くず、がれき類等 8品目の破砕 処理			
施設概要	破砕施設4基(移	動式施設が3基、国	固定式施設が1基)	

■案件概要



処理施設の概要

	施設	型式	処理能力(t /日(8	h))	摘要
一般	破砕 施設1	インパ [®] クター250evo (自走式)	可燃ごみ (廃プラスチック類, 木くず、繊維くず、ゴム 不燃ごみ (金属くず、ガ がれき類、陶磁器くず)	くず)、 ラスくず、	
般廃棄物	破砕 施設 2	FCS410M (自走式)	可燃ごみ(木くず)	19.8 ※ 基あたり)	※2基設置
	破砕 施設 3	UC-45WX (固定式)	可燃ごみ(廃プラスチック類. 木くず、繊維くず)	、紙くず、 <u>4.7</u>	廃掃法施行令第5 条各号に非該当
産	破砕 施設 1	インパ [®] クター250evo (自走式)	廃プラスチック類 木くず がれき類	56.72 76.45 92.98	
産業廃棄物	破砕 施設 2	FCS410M (自走式)	木くず (1	19.8 ※ 基あたり)	※2基設置
初	破砕 施設 3	UC-45WX (固定式)	廃プラスチック類 木くず	4.4	廃掃法施行令第7 条各号に非該当



一般廃棄物処理施設の処理能力

			設置数 処理		能力(t /日(8h))		
	品目 施設 施設		(基)	1基あたり	施設全体	許可申請 ^(注)	
	廃プラスチック類	破砕施設1	1	56.72	61.12	56.72	
		破砕施設3	1	4.4			
— 般	一般廃棄木くず物	破砕施設1	1	76.45	120.75	116.05	
発棄物		破砕施設2	2	19.8			
		破砕施設3	1	4.7			
	がれき類	破砕施設1	1	92.98	92.98	92.98	

注)破砕施設3は、廃掃法施行令第5条各号に非該当のため、許可申請上の処理能力には計上しない

₩ 山口県 産業廃棄物の処理工程のフロ・ 破砕施設2 破砕施設1 破砕施設3 (自走式) (自走式) (固定式) 廃プラスチック類 廃プラスチック類 木くず 木くず・がれき類 木くず 受入検査・保管 受入検査・保管 受入検査・保管 重機直投 重機車投 手直投 破砕機+磁力選別機 破砕機 破砕機 (インパクター250evo) (FCS410M) (UC-45WX) 破砕処理 破砕処理 破砕処理 更に細粒化(50mm以下)が必要な場合 ▼ 粒度50~100mm 製品保管場所 製品保管場所 製品保管場所 サーマルリサイクル(ボイラー燃料、発電燃料等)、マルチング材として販売



- 1 土地利用との整合がなされていること
- 2 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であること
- 3 災害の発生するおそれの高い区域でないこと
- 4 敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断が図れていること
- 5 山口県の産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱 の事前協議が完了していること

敷地の位置の都市計画上の支障の有無についての判断基準



1 土地利用との整合がなされていること

- 1) 用途地域が指定されている区域においては、 工業系の用途地域に設置すること
- 2) 用途地域の指定のない区域においては、市街化の 傾向のないこと
- 3) 都市計画と整合がなされていること
- 4) 風致地区内、景勝地内には設置しないこと

1 土地利用との整合がなされていること





敷地の位置の都市計画上の支障の有無についての判断基準



2 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であること











騒音

予測地点	規制値 (d B)	目標値 (d B)	予測結果 (dB)	
敷地境界 (No.1)	_	65≧	63	
敷地境界 (No.2)	_	65≧	61	
直近民家 (No.3)	_	55≧	36	
直近民家 (No.4)	_	55≧	38	

振動

予測地点	規制値 (d B)	目標値 (d B)	予測結果 (dB)
敷地境界 (No.1)	_	65≧	59
敷地境界 (No.2)	_	65≧	63
直近民家 (No.3)	_	60≧	30
直近民家 (No.4)	_	60≧	30



敷地の位置の都市計画上の支障の有無についての判断基準



3 災害の発生するおそれの高い区域でないこと

- 原則、設置を認めない区域
- (1)土砂災害特別警戒区域
- (2)津波災害特別警戒区域
- (3)災害危険区域
- (4)地すべり防止区域
- (5)急傾斜地崩壊危険区域
- 個別に考慮すべき区域

次に掲げる区域内にあって、それぞれの想定される災害が発生した際に、産業廃棄物処理施設の敷地外に著しい影響を及ぼすと考えられる場合

(1)土砂災害警戒区域

- (2)津波災害警戒区域
- (3)浸水想定区域
- (4)その他調査結果等により判明した災害のおそれのある区域

災害の発生するおそれの高い区域でないこと



土砂災害区域等マップ



土砂災害特別警戒区域・警戒区域外

55

敷地の位置の都市計画上の支障の有無についての判断基準



災害の発生するおそれの高い区域でないこと 3

- 原則、設置を認めない区域
- (1) 土砂災害特別警戒区域
- (2)津波災害特別警戒区域 ⇒ 県内指定なし

- (3)災害危険区域
- (4)地すべり防止区域
- (5)急傾斜地崩壊危険区域

▶ 個別に考慮すべき区域

次に掲げる区域内にあって、それぞれの想定される災害が発生した際に、 産業廃棄物処理施設の敷地外に著しい影響を及ぼすと考えられる場合

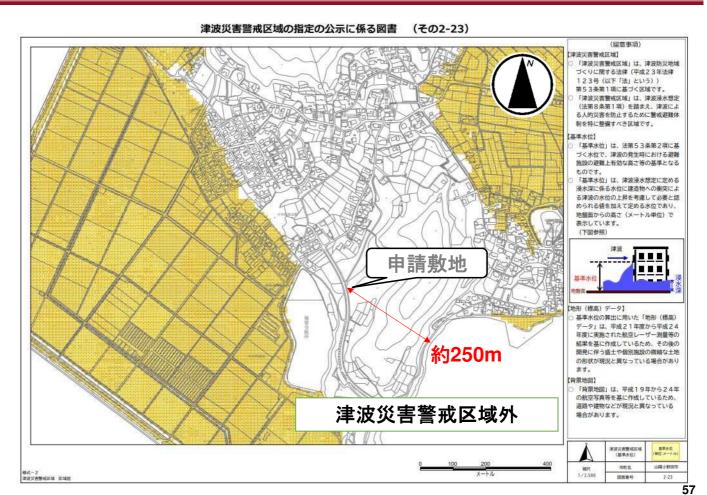
(1) 土砂災害警戒区域

(2)津波災害警戒区域

- (3)浸水想定区域
- (4)その他調査結果等により判明した災害のおそれのある区域

災害の発生するおそれの高い区域でないこと





敷地の位置の都市計画上の支障の有無についての判断基準 山口県



3 災害の発生するおそれの高い区域でないこと

- 原則、設置を認めない区域
- (1) 土砂災害特別警戒区域
- (3)災害危険区域
- ⇒ 県内指定なし
- (4)地すべり防止区域
- (5)急傾斜地崩壊危険区域

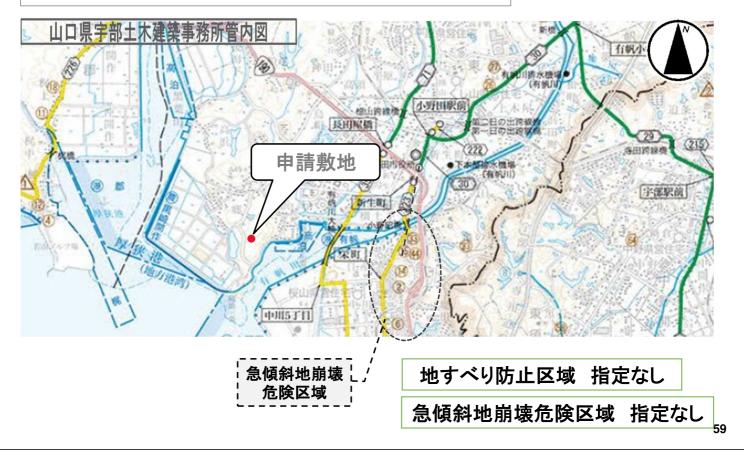
▶ 個別に考慮すべき区域

次に掲げる区域内にあって、それぞれの想定される災害が発生した際に、 産業廃棄物処理施設の敷地外に著しい影響を及ぼすと考えられる場合

- (1) 土砂災害警戒区域
- (2)津波災害警戒区域
- (3)浸水想定区域
- (4)その他調査結果等により判明した災害のおそれのある区域



地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域



3 災害の発生するおそれの高い区域でないこと



- 原則設置しない区域
- (1)土砂災害特別警戒区域
 - (2)津波災害特別警戒区域
- (3)災害危険区域
- (4)地すべり防止区域
- (5)急傾斜地崩壊危険区域



- 個別に考慮すべき区域
- (1) 土砂災害警戒区域
- (2)津波災害警戒区域
- (3)浸水想定区域
- (4)その他調査結果等により判明した災害 のおそれのある区域

₩ 山口県

61

災害の発生するおそれの高い区域でないこと



厚狭川浸水想定区域(想定最大規模降雨)

0.5m未満の区域 0.5m~3.0m未満の区域 3.0m~5.0m未満の区域 5.0m~10.0m未満の区域

10.0m以上の区域

洪水浸水想定区域外

災害の発生するおそれの高い区域でないこと



洪水浸水想定区域図(有帆川)



災害の発生するおそれの高い区域でないこと





浸水深

0.5m未満の区域 0.5m~3.0m未満の区域 3.0m~5.0m未満の区域 5.0m~10.0m未満の区域 10.0m以上の区域

0.5m~3.0m未満の区域 3.0m~5.0m未満の区域 5.0m~10.0m未満の区域 10.0m以上の区域

高潮浸水想定区域外

3 災害の発生するおそれの高い区域でないこと



津波浸水想定区域(南海トラフ地震)



3 災害の発生するおそれの高い区域でないこと



- 個別に考慮すべき区域
- (1) 土砂災害警戒区域
- (2)津波災害警戒区域
- (3)浸水想定区域
- (4)その他調査結果等により判明した災害のおそれのある区域



- く災害履歴>
- 〇平成11年 台風18号 山陽小野田市を通過し、強風や高潮等による被害あり
- 〇平成22年 豪雨 厚狭川が越水し、厚狭地区を中心に被害あり



申請地における被害なし



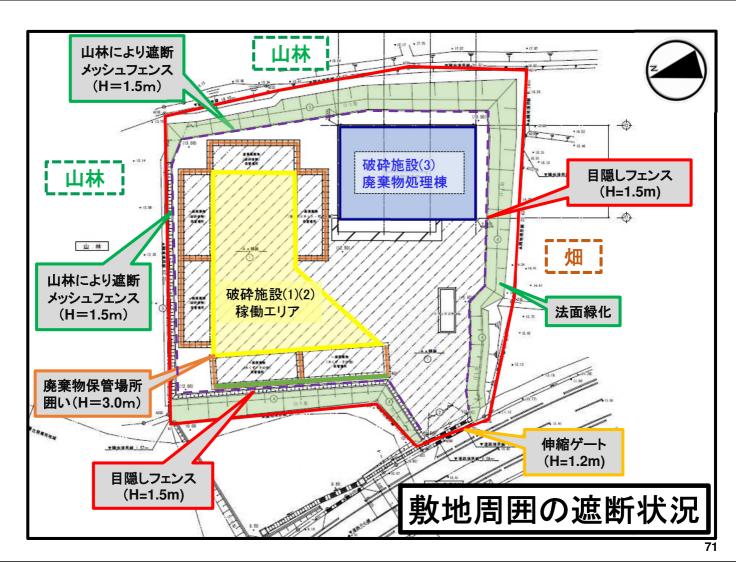
- 個別に考慮すべき区域
- (1) 土砂災害警戒区域
- (2)津波災害警戒区域
- (3)浸水想定区域
- (4)その他調査結果等により判明した災害 のおそれのある区域



4 敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を 行い、修景及び敷地外との遮断が図られ ていること



69







5 山口県の産業廃棄物処理施設等の設置 に関する指導要綱の事前協議が完了して いること

73

様式第5 (要綱第14条関係 設置者通知用)

事前協議完了通知書

令5字健第247号の1-4 令和5年(2023年)8月21日

株式会社晃栄 代表取締役 井上雄治 様

山口県宇部環境保健所長

令和5年4月28日付けで提出のあった産業廃棄物処理施設等設置事前協議書及び一般廃棄物処理施設設置事前協議書により協議のあった産業廃棄物処理施設等及び一般廃棄物処理施設の設置については、山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱(以下「要綱」という。)に基づく事前協議が完了したので、要綱第14条(要綱第19条で準用する場合を含む。)の規定により通知します。